

「市町村合併に関する地域懇談会」から 後編

各地区別に合併に関する住民懇談会が3月8日から17日までのうち5日間、町内6箇所を会場に開催されました。先月号に引き続き懇談会に参加者から出された質疑事項などをお知らせいたしますので、先月号と同時に配布した説明資料と併せてご覧ください。



質疑応答

(紙面の都合で内容の一部を省略しています。)

Q これまでのまちづくりは、中心部の幾寅だけが発展してきたような気がする。このうえ合併したら周辺の地域はどうなるのか。
A 町では、これまで学校、水道、会館などを各地域に整備してきました。幾寅以外の地域をないがしろにし

ているということはありません。これからの状況を想定した場合、財政的には非常に厳しいものがあります。合併しても、しなくても現状の住民サービスを一律に維持していくことは困難と考えますが、合併した場合はサービスの低下を緩やかにすることができると思われます。

Q 説明資料から両町村とも単独では生き残れないと思うが、合併した場合に一番心配するのは、まちの中心部はある程度栄えるが、周辺部は寂れてしまうということである。
A 南富良野町も占冠村もいくつかの集落に分かれており、両町村の距離も離れていません。合併するとますます行政

コストは高くなると予想されますが、法定合併協議会が設置された場合、合併後のまちをどのように運営していくかなど、可能性を探る議論が行われます。いずれにしても、一つのまちとして均衡ある発展を目指すよう努めなければならぬと考えます。

Q 合併したとしても経費節減のための行政改革は進めなければならぬことは分かるが、「地方交付税が減額されるから」といわれればピンとこない。
A 町の歳入は、国からの交付税に大きく依存しています。その交付税が今後も大幅に減額されると推計されています。収入が減ると、これまでのような行政サービスの継続は難しくなり、事業の見直

しが必要になります。どこまでなら住民の方々の理解が得られ、自治体として成り立っているかという点を皆さんに示さないかぎり、合併の是非について判断はできないと思います。そうした議論を深めるためにも、法定合併協議会の設置が必要と考えます。

Q 占冠村の財政推計は、単独事業もできないほど厳しい状況であり、行政改革で人件費を25%も削減するとしているが本当にできるのか疑問である。もし合併して、資料にある占冠村の行政改革が実現不可能となった場合、南富良野町にいわせが来るのではないかと。また、占冠村がトマムリゾートの関係で積立金に手をつけられないとのことであり、積立金はあっても無い

ようなものではないか。
A 南富良野町の財政推計は、積立金を取り崩しながらも、平成28年度まではある程度の住民サービスを維持しながら行政運営していけるというものです。
一方、占冠村の財政推計は、単独で行くためにはどの程度の行政改革をやらなければならないのかというものです。
また、トマムリゾートが順調に運営されていけば、積立金はまちづくりに活用できるものとなります。

Q 合併のメリットは強調されているが、デメリットはないのか。また、合併するとまちづくりがどうなるか少しも見えてこない。
なぜ占冠村との合併協議なのかも説明されていない。金山や下金山の住民の生活圏は富良野市である。
A 現在行っている任意合併協議会の議論では限界があり、合併特例法によるメリットと一般論としてのデメリットしかお示しできません。

両町村が行っている事務

事業の突合せをしながら、メリットとデメリットを洗い出すために法定合併協議会の設置が必要となります。特に、合併後どのような「まちづくり」をしているのかは、両町村の総合計画を基本としながら、法定合併協議会で議論することになります。

生活圏が富良野市ということでありますが、現時点においては議論ができる占冠村との協議を進めていく考えです。

Q 合併した場合は、財政支援としての合併補助金や合併特例債などの資金で箱物(施設)ばかりを造るのではなく、農業・商業・工業・林業などの産業振興策に活用して欲しい。

A 合併した場合の財政推計では、合併特例債を活用して毎年2億円程度の事業を計画しています。しかし、これは借金としての後の負担になりますので、活用方法も含めて慎重に検討しなければならないと考え

ています。

Q 合併特例債は借金であり、効果は少ないと思うが。
A 必要な事業で補助対象にならない場合、特例債の対象事業となれば有効な活用ができると考えます。

Q 役場庁舎の位置は今後検討することになると思うが、中間のトマムにという意見もあるようである。幾寅に残るのであれば良いが、占冠やトマムに移転すると不便になる。簡単には決めて欲しい。
A 住民の方には、それぞれ希望があると思います。今後、法定合併協議会が設置されれば、その中で議論されることとなります。

Q 合併後の財政推計が、単純に合算ということではメリットとデメリットが見えてこない。また、新しいまちの将来計画が白紙の状態では議論できない。合併特例法の期限という時間的な制約はあるが、議論を急ぎ過ぎていないか。

A 両町村の総合計画を基本としながら、新しいまちづくり計画を立てることになり、今後、協議を進める中で各地域の振興策について検討が必要と考えます。また、協議は現行特例法の期限に留意しながら進めるとしており、限られた時間内で進めていることは確かです。

Q 今までは任意合併協議会だから十分な資料が出せなかったのか、法定合併協議会になればもっと詳しい資料が出るのか。
A 任意合併協議会の段階でも色々な協議方法があります。例えば役場の位置まで決めてしまおうということもありませんし、最初から法定合併協議会で協議をするということもありません。

両町村の進め方は、任意合併協議会が基本議論で終わらせ、法定合併協議会に入ってから新しいまちづくりの提案をし、住民の皆さんに現状と比較していただくという考え方を持っています。

Q 法定合併協議会へ移行する時期は、いつ頃になると考えているのか。
A 町村が合併した場合、社会福祉協議会も合併しなければならぬ。法定合併協議会では作業部会を作っているが、社会福祉協議会も部会に入って協議ができるのか。
A 4月中には両町村議会の議決を得て、その後早い時期に法定協議会を設置したいと考えています。

法定合併協議会には、2町村の職員で組織する作業部会を設ける予定ですが、この中に社会福祉協議会の職員が入って協議をすることは難しいと考えます。部会では、意向を聞きながら社会福祉協議会のあり方についても検討されると思います。
平成17年3月31日までに合併の判断をした場合には、更に一年程の余裕がありますので、その間で準備する時間はあると思われ、市町村合併においては、「一国二制度」という考え



方もあり得ますので、制度の統一は、合併後概ね5年以内で実施していくことも可能といわれています。

▶ 協議会の議事録を公開しています ◀
まちのホームページでもご覧になれます
<http://town.minamifurano.hokkaido.jp>
南富良野町・占冠村任意合併協議会事務局
(南富良野町役場2階) ☎ 52-2102